

## 借家人賠償責任共済 加入承諾書

全国労働組合総連合共済会 行

共済契約者が、下記借戸室貸主(または不動産会社もしくは不動産管理会社)より法律上の損害賠償責任を負った場合に、住宅の共済契約額を限度として、戸室部分の賠償金額を支払う「火災共済の借家人賠償責任共済金」制度へ加入することについて、借戸室貸主(または不動産会社もしくは不動産管理会社)も承諾します。

ついで、共済目的である借戸室が火災等で罹災し、共済契約者または共済契約者の親族が法律上の損害賠償責任を負った場合は、事故発生日時点の住宅の契約額を限度として、借家人賠償責任共済金をお支払いください。(風水害等共済金・臨時費用・漏水見舞費用・失火見舞費用・修理費用は含まない)

なお、借戸室について他の保険契約等があった場合、下記取扱いについても承諾しました。

- ① 他の保険契約より、先に全労連共済の借家人賠償責任共済金を支払う場合は、契約額または、法律上の損害賠償責任額のいずれか少ない額とする。
- ② 他の保険契約が全労連共済より先に保険金などを支払った場合には、法律上の損害賠償責任額から、他の保険契約等が支払った合計金額を差し引いた残額、かつ契約額を限度とする。

共済契約内容

発効日	年 月 1日
共済会名	
共済契約者名	
支払限度額	円

借戸室居住者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

年 月 日

借戸室貸主

住所 \_\_\_\_\_

(または不動産会社

不動産管理会社)

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

年 月 日